

# 気をひいて！「まじ話」や裏がある

商工観光課 66 1119

近ごろ、消費者トラブルの相談が急増しています。

特に、お年寄りなどを狙った布団類や工事・建築、浄水器などの悪質な「訪問販売」が依然として後を絶ちません。

また、情報化時代を反映して、携帯電話やパソコンなどの有料サイト情報料の架空請求も激増しています。

市民の皆さん、悪質商法には「NO!」の一言を。



## 悪質商法あれこれ

### 点検商法

無料点検と称して家の上がり込み、「地震がきたら倒れますよ。今すぐ補強工事を。」と不安をあおり、必要のない高額な工事契約を迫るものなどです。



他の例 ふとん（「ダニや湿気がひどい」「健康に悪い」と契約を迫る。）

### 催眠商法

日用品を無料で配って、人をひきつけ、最後には、高価で必要な物を買わせようとするも

のです。タダより高い物はありません。こうした会場には、近づかないことが一番です。

他の例：温熱治療器、磁気マツトレス、健康食品などかたり商法

「水道の検査にきました。」と言って、あたかも公的機関であるようにかたつて、浄水器の訪問販売をするものです。公的機関が訪問販売をすることはありません。



他の例 電話機リース（「大手電器会社のほうから」と訪れて、デジタル回線になるから、使えなくなる」と新しい契約を迫る。）

被害にあわないために

不要ならば、はっきり「いりません!」と断る。

その場で契約したり、お金を渡したりせず、一度ゆっくり考えてみる。

契約する前に契約書や説明書をよく読む。また、家族や友人など、信頼できる人に相談する。

預貯金などのプライバシーは教えない。

契約後でも、あきらめない。クーリング・オフ（契約した場合、8日以内であれば無条件解約ができる。）制度を使う。

## 消費生活相談窓口を設置

～安全・安心のまちを目指して～

安全で安心のまちを目指す蒲郡市では、この4月から悪徳商法などでお困りの方のために、消費生活相談窓口を新たに市役所内に設けます。

悪徳商法などで困った時は、悩んでいないで、お早めにご相談ください。

<蒲郡市消費生活相談>

とき

4月8日(金)から 毎週金曜日

午前10時～午後4時30分

ところ

蒲郡市役所 階市民相談室

